

販売者の皆さんへ

- 1 図書類を自動販売機（同一の自動販売機にがん具類を収納しているものを含む）で販売しようとするときは、使用する自動販売機ごとに、販売者の住所・氏名、自動販売機の管理者等条例及び規則で定める事項を知事に届出してください。（届出をしない場合は10万円以下の罰金）
＜条例第8条第1項、同29条第7項第2号＞
- 2 届出事項（設置場所を除く）に変更があったり、使用を廃止したときは、遅滞なくその旨を届け出てください。＜条例第8条第4項＞
- 3 届出済の自動販売機の設置場所を変更する場合は、新たに設置する場合と同様に、あらかじめ、自動販売機ごとに販売届を提出してください。（届出をしない場合は10万円以下の罰金）
＜条例第8条第1項、第4項、同29条第7項第2号＞
- 4 自動販売機には、知事が交付する条例及び規則で定める事項を記載した表示票を、見やすい箇所に表示してください。＜条例第9条＞
- 5 有害図書類又は有害がん具類（包括指定分を含む。）は自動販売機に収納しないでください。
なお、遠隔監視システム付自動販売機についても条例上の自動販売機に該当します。
（違反すると6月以下の懲役又は50万円以下の罰金） ＜条例第11条第1項、第29条第3項＞

【包括指定について】

書籍・雑誌、ビデオテープ、DVD又はがん具などで、その内容が条例・規則に規定するもの（裏面を参照）は、有害指定の告示がなくても、有害図書類及び有害がん具類となります。

- 6 収納されている図書類又はがん具類が、有害指定を受けたときは、直ちに当該図書類及びがん具類を撤去してください。（違反すると6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）
＜条例第11条第2項、第29条第3項＞
- 7 青少年立入禁止場所に設置されている自動販売機は、前記「5」及び「6」の収納禁止規定の適用除外となります。＜条例第11条第3項＞
- 8 自動販売機の管理者は、設置場所と同一の市町村（名古屋市内は区）に居住し、条例調査員の調査、質問に対応できる人に依頼してください。＜条例第8条第2項＞

管理者の皆さんへ

- 1 管理者は、自動販売機の設置場所と同一の市町村（名古屋市内は区）に居住していなければなりませんので注意してください。＜条例第8条第2項＞
- 2 収納されている図書類又はがん具類が、有害指定を受けたときは、直ちに当該図書類及びがん具類を撤去してください。ただし、青少年立入禁止場所に設置されている自動販売機は除きます。（違反すると6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）
＜条例第11条第2項、第3項、第29条第3項＞
- 3 その他、いつでも条例調査員の調査や質問に対応できるなど、適正な管理に努めてください。
＜条例第8条第2項＞

連絡先 愛知県民文化局県民生活部社会活動推進課
青少年グループ
電 話 052-954-6175（ダイヤルイン）

有害図書類・有害がん具類の指定について

【有害図書類の指定について】

《個別指定》 (知事が、図書類の内容により個別に指定します。)

- 著しく性的感情を刺激するもの
- 著しく残虐性を有するもの
- 自殺または犯罪を誘発するおそれがあるもの

《包括指定》 (以下の基準に該当するものは、自動的に有害図書類となります。)

◆ 書籍・雑誌

全裸又は半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とする写真又は描写する絵を掲載するページの数が、

○20 ページ以上であるもの 又は

○書籍又は雑誌のページの総数の10分の1以上を占めるもの

◆ 映像が記録されているテープ・ディスク

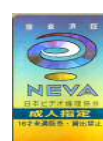
全裸又は半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を描写する場面の時間が、

○連続して3分を超えるもの 又は

○合わせて5分を超えるもの

- ◆ 右のマークがついたビデオやDVD、パソコンソフト、家庭用ゲームソフト

【指定団体マーク】



【有害がん具類の指定について】

《個別指定》 (知事が、がん具類の構造、機能により個別に指定します。)

- 人体に危害を及ぼすおそれがあるもの
- 著しく性的感情を刺激するもの

《包括指定》 (以下の基準に該当するものは、自動的に有害がん具類となります。)

1 性交又はこれに類する性行為のためのがん具で

(1) 性器の形状をなし、又はこれに著しく類似するもの

(2) 性器を包み込み、又は性器を挿入する構造を有するもの

(3) 全裸又は半裸の人形(気体又は液体で膨張させ、人形となるものを含む。)

2 使用済みの下着である旨の表示をし、又はこれと誤認される表示をし、若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている下着